



令和2年度一般会計予算は、定例会初日の2月27日に市長

**【説明】**

令和2年度一般会計予算は、  
議案第1号 令和2年度  
(2020年度) 朝霞市一  
般会計予算

**議案審議**

なお、議案等審議結果は市ホームページに掲載しています。

また、議員提出議案が2件提出され、いずれも可決しました。

令和2年第1回朝霞市議会定例会は、2月27日(木)から3月27日(金)まで30日間の会期で開かれました。(新型コロナウイルスの対策で会期を2日間延長しました。)

編集 議会だより編集委員会

# 議会だより

第1回朝霞市議会定例会  
令和2年度(2020年度)朝霞市一般会計予算など  
27議案を審議

から施政方針、予算編成の説明が行われました。

予算編成は、45億1千万円の増となっています。

**【質疑】  
防災対策の強化を**

遠藤光博議員 総務管理費の新規事業において防災倉庫の建設が予定されていますが詳細を伺います。またその際、同会派より昨年12月の一般質問にて液体ミルクの備蓄を訴えたところ、導入に向け検討するとの答弁でしたが、ここで備蓄ができるのか伺います。

**危機管理監** 防災倉庫については、昨年の台風19号の課題を踏まえ、公民館など備蓄物資のない避難所や備蓄物資に不足が生じた避難所に迅速に物資を届けられるよう、保健センター敷地内に軽量鉄骨造

いわゆるプレハブ造りの平屋建てで建設するものです。防災倉庫内には、避難者用マッ

ト、毛布、食料、救命ゴムボート、胸長靴などを備蓄する予定です。

液体ミルクの備蓄場所については、その性質上、常温で保存する必要があり、夏場には高温となる防災倉庫内に備蓄することが難しいため、現在、市役所の庁舎内を中心に検討を進めています。



**道路照明灯のLED化と維持管理について**

**駒牧容子議員** 今までの議会でも取り上げてまいりましたが、照明灯のLED化は電気

代の大幅削減、長寿命のため長期的なコストカットにつながることで①CO<sub>2</sub>の大幅カット②紫外線放射含有量が少ない③赤外線放射含有量が少ない④水銀不使用で低環境負荷など、SDGs(持続

可能な開発目標)の観点からも、地球温暖化対策など重要な取り組みだと思います。来年度約3700基の照明灯が

LED化されますが、実施の流れ・手法・現在LED化されている照明灯の比率についてお伺いいたします。

**都市建設部長** 市では、費用対効果が高い手法として、ESCO事業を導入することとしました。ESCO事業とは、省エネルギー改修に係る全ての経費を光熱水費の削減分で賄う事業です。

今後の進め方については、本年秋季までは、このESCO事業が実施可能な事業者を選定し、契約の締結を行い、まず全ての道路照明灯の調査および台帳の整備を行います。その後、順次道路照明灯のLED化工事を進め、令和2年度中には全ての道路照明灯がLED化できる予定となっています。

これまで、道路照明灯についてLED化した実績については、本年1月末時点で道路照明灯全3689基のうち77基で、全体の約21%となっています。



**商工費のリフォーム資金補助事業について**

**大橋正好議員** 空き店舗や既存店舗のリフォーム補助についてお伺いします。

**市民環境部長** 空き店舗等のリフォームに対する補助金については、10万円以上の工事を対象とし、工事費の3割、上限を30万円とし、既存店舗のリフォームに対する補助金については、10万円以上の工事を対象とし、工事費の10割、上限を10万円とする予定です。

現在、制度の詳細は検討していますが、いずれにおいても、店舗の内装や外装、間取りの変更などが対象になると考えています。

**経済情勢の見込み**

**黒川滋議員** 今回の予算に係る歳入の多くは2019年の

市民の経済活動の成果によるものですが、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて今年からの状況の変化に対して、中長期的な経済情勢や、市政の見込みに関する認識をお伺いします。

**市長** 今回、消費税の引き上げに伴っての景気後退と新型コロナウイルスによる経済の停滞がかなり大きな打撃にな



るのではないかと、私は予想しています。

平成20年のリーマンショックか、それ以上になるかと思つていますが、そのとき、当市で一番困惑したのが税収減でした。平成21年度に法人市民税が少し落ちて、平成22年度に個人市民税が大幅に落ち、非常に財源的にも厳しい中での予算編成になりました。今回も、来年は法人市民税、再来年には個人市民税が大幅に減額になるのではないかと考えています、この4月以降、市の中では対応策を考えていかなくてはいけないと思つています。

**【採決】**

原案可決（賛成多数）

**議案第2号 令和2年度（2020年度）朝霞市国民健康保険特別会計予算**

**【説明】**

予算総額は、104億2431万3千円で、前年度当初予算対比4.6割の減となっています。

**【採決】**

原案可決（賛成多数）



**議案第3号 令和2年度（2020年度）朝霞市介護保険特別会計予算**

**【説明】**

予算総額は、71億2544万5千円で、前年度当初予算対比2.2割の増となっています。

**【質疑】**

**事業内容・サービス量の第7期計画との差異**

**本田麻希子議員** 第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画において、介護サービス量・介護予防サービス量・介護サービス給付費・介護予防サービス給付費の見込みが算定されています。令和2年度の介護保険特別会計予算案において、この第7期計画と事業内容やサービス量の違い、金額的な差異はありますか。

**福祉部長** 令和2年度の当初予算においては、令和元年度の実績見込みに基づき積算を行い、全体的には計画値より低くなっています。差異のある主なサービスのうち、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は計画値より伸びており、一方、利用が伸びていない地域密着型通所介護と、計画より開設が遅れている小規模多

機能型居宅介護と、令和5年度末に廃止が予定され、利用の減少がつかかえる介護療養型医療施設は計画値より低くなっています。

また、平成30年度から始まった介護医療院は、県内には3施設のみで、近隣でも開設予定がないことから、計画値より低くなると見込んでいます。

**【採決】**

原案可決（賛成多数）

**議案第4号 令和2年度（2020年度）朝霞市後期高齢者医療特別会計予算**

**【説明】**

予算総額は、13億9653万7千円で、前年度当初予算対比4.6割の増となっています。

**【質疑】**

**後期高齢者医療保険料の値上げについて**

**石川啓子議員** 後期高齢者医療の保険料が値上げされます。また、年金の少ない方たちの負担を減らすための特例軽減が縮小され、大きな負担増となります。保険料の値上げ、特例軽減85割軽減と8割軽減について、変更の内容と市民のみなさんへの影響額はどの

なるのでしょうか。

国の特例による均等割額の軽減特例は、85割軽減が75割軽減へと縮小され、対象者2653人で、影響額は1人当たり年額で3130円と見込んでいます。また、8割軽減が7割軽減へ縮小され、対象者2616人で、影響額は1人当たり年額で4170円と見込んでいます。

**【採決】**

原案可決（賛成多数）

**議案第5号 令和2年度（2020年度）朝霞市水道事業会計予算**

**【説明】**

収益的収入および支出については、収入の事業収益が、23億8431万8千円で、前年度当初予算対比4.0割の増、支出の事業費が、21億6668万円で、前年度当初予算対比1.7割の減となっています。

**【採決】**

原案可決（賛成多数）

資本的収入および支出は、資本的収入が、5億7175万4千円で、前年度当初予算

対比8.8割の減、資本的支出が、12億9254万円で、前年度当初予算対比5.8割の減となっています。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、7億2078万6千円については、当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額等で補填するものです。

**【採決】**

原案可決（賛成多数）

**議案第6号 令和2年度（2020年度）朝霞市下水道事業会計予算**

**【説明】**

収益的収入および支出については、収入の事業収益が、18億8671万円で、支出の事業費が、18億1463万8千円です。

資本的収入および支出は、資本的収入が、10億1837万6千円で、資本的支出が、12億4670万8千円です。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、2億2833万2千円については、当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額等で補填するものです。

**【採決】**

原案可決（賛成多数）



**議案第7号 令和元年度(2019年度)朝霞市一般会計補正予算(第4号)**

**【説明】**

補正額は、6億7100万円の増額で、予算総額は、41億5070万9千円となっています。

**【質疑】**

**GIGAスクール構想は慎重に見直すべき**

山口公悦議員 文科省は、パソコンによる教育が健康に対する不安などがあり「全面的な導入を拙速に進めることは適切ではない」としていましたが、突然、経済対策として2022年度までに全中学生93万人に1人1台の端末を実現し、授業でフル活用すると決定しました。導入すると市は多額な財政負担を延々と続けることとなります。

また、学習履歴を蓄積し、教育産業が握り入学者選抜の活用や民間企業が利用できる環境整備も求めています。導入を冷静かつ慎重に見直すべきです。

**市長** 朝霞市の整備率は、埼玉県では59位で、その埼玉県も全国で45位という状況です。お金もかかるものですから、

LAN工事にしても半額国が補助し、また、タブレットも1台当たり4万5千円まで国が補助するというところで、私としては活用すべきという考えに変わりました。

埼玉県内でもほとんどの自治体がこれに参入するので、朝霞市の子どもが遅れてしまいます。これをずっと延ばすとなると、いつ整備できるかも分かりませんので、この際、この事業に参入することに、私も同意をしました。

**【採決】**

原案可決(賛成多数)



**議案第8号 令和元年度(2019年度)朝霞市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)**

**【説明】**

補正額は、1億6497万9千円の減額で、予算総額は、109億1211万6千円となっています。

**【採決】**

原案可決(全会一致)

**議案第9号 令和元年度(2019年度)朝霞市介護保険特別会計補正予算(第3号)**

**議案第10号 令和元年度(2019年度)朝霞市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)**

**【説明】**

補正額は、46万8千円の増額で、予算総額は、72億4710万円となっています。

**【採決】**

原案可決(全会一致)

**議案第11号 朝霞市印鑑条例の一部を改正する条例**

**【説明】**

補正額は、606万3千円の減額で、予算総額は、13億3520万8千円となっています。

**【採決】**

原案可決(全会一致)

**【説明】**

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により成年被後見人の一律的な権利制限が見直されたことに伴い、印鑑の登録を受けることができないうち、成年被後見人を意思能力を有しない者に改めるほか、字句を整理するものです。

**【採決】**

原案可決(賛成多数)

**議案第12号 朝霞市監査委員条例の一部を改正する条例**

**【説明】**

地方自治法の一部が改正されたことに伴い、引用条項の改正を行うものです。

**【採決】**

原案可決(全会一致)

**議案第13号 市長及び副市長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例**

**【説明】**

朝霞市職員の給与に関する条例において勤勉手当の引き上げに係る議案を提出していることを踏まえ、市長、副市長および教育長の期末手当について、令和元年12月期を0.5か月分引き上げ、年間支給月数を4.5か月とし、令和2年度以降については、6月期と12月期の年間の配分を改めるものです。

**【採決】**

原案可決(賛成多数)

**【説明】**

令和元年8月7日に行われた人事院勧告の趣旨を踏まえ、行政職の職員の給料を平均で

**【採決】**

原案可決(全会一致)

**議案第14号 朝霞市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例**

**【説明】**

令和元年8月7日に行われた人事院勧告の趣旨を踏まえ、行政職の職員の給料を平均で

0.15割、金額で47円引き上げるとともに、令和元年12月期の勤勉手当の支給月数を0.5か月分引き上げ、令和2年度以降の勤勉手当の6月期と12月期の年間の配分を改めるものです。

また、令和2年度以降の住居手当について、支給対象となる家賃額の下限および手当額の上限を引き上げるものです。

**【採決】**

原案可決(全会一致)

**議案第15号 朝霞市国民健康保険税条例の一部を改正する条例**

**【説明】**

国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を58万円から61万円に引き上げるもので、地方税法施行令が改正されたことに伴い、本市においても同様の改正を行うものです。

**【採決】**

原案可決(全会一致)





**議案第16号 朝霞市手数料徴収条例の一部を改正する条例**

**【説明】**

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴い、複数の建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料および簡易な評価方法を用いる低炭素建築物新築等計画認定申請手数料に係る規定の整備を行うものです。

**【採決】**

原案可決（全会一致）

**議案第17号 朝霞市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例**

**【説明】**

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、新たに災害弔慰金および災害障害見舞金の支給に関する事項について調査審議するため、朝霞市災害弔慰金等支給審査委員会を設置するほか、所要の改正を行うものです。

**【採決】**

原案可決（全会一致）

**議案第18号 朝霞市市営住宅条例の一部を改正する条例**

**【説明】**

民法の一部改正等に伴い、市営住宅の入居手続きにおいて、連帯保証人を不要とするほか、所要の改正を行うものです。

**【採決】**

原案可決（全会一致）

**議案第19号 朝霞市水道事業給水条例の一部を改正する条例**

**【説明】**

水道法の一部改正により、指定給水装置工事業業者の指定に5年ごとの更新制が導入されたことに伴い、更新事務に係る手数料を新たに規定するほか引用条項の改正を行うものです。

**【採決】**

原案可決（全会一致）

**議案第20号 朝霞市土砂等の堆積の規制に関する条例**

**【説明】**

土砂等の堆積に関し必要な規制を行うことにより、無秩序な土砂等の堆積を防止するため、新たに制定するものです。

**【採決】**

原案可決（全会一致）

**議案第21号 市道路線の認定について**

**【説明】**

開発行為に伴い、都市計画法第40条の規定により帰属された道路1路線を認定するものです。

**【採決】**

原案可決（全会一致）

**議案第22号 市道路線の認定について**

**【説明】**

官民境界が確定した道路1路線を認定するものです。

**【採決】**

原案可決（全会一致）

**議案第23号 市道路線の認定について**

**【説明】**

宮戸2丁目土地区画整理事業で築造した道路3路線を認定するものです。

**【採決】**

原案可決（全会一致）

**議案第24号 市道路線の変更について**

**【説明】**

観音通線整備事業に伴い、起点部分に変更が生じた道路1路線を変更するものです。

**【採決】**

原案可決（全会一致）

**議案第25号 市道路線の変更について**

**【説明】**

根岸台2丁目地区地区計画による区画道路の築造に伴い、終点部分に変更が生じる道路1路線を変更するものです。

**【採決】**

原案可決（賛成多数）

**議案第26号 公平委員会委員選任に関する同意を求めることについて**

**【説明】**

任期満了となる次の方を、再び委員に任命することに同意を求めるものです。

**【採決】**

同意（全会一致）

**議案第27号 固定資産評価審査委員会委員選任に関する同意を求めることについて**

**【説明】**

任期満了となる次の方を、再び委員に任命することに同意を求めるものです。

**【採決】**

同意（全会一致）

**橋本 正彦**

**一般質問**

一般質問とは、生活に関わる市政全般のことについて、市に対して行う質問です。

**総務関係**

**羽田空港新飛行ルート運用開始に伴う対応**

本田麻希子議員 3月29日から羽田空港新飛行ルートの運用が開始され、南風悪天候時の15時から19時までという条件下ではありますが、朝霞市上空900㍓を旅客機が通過することになります。国土交通省や航空会社が安全対策を取っていても、航空機事故が絶対に起きないとは言いきれない状況です。

市では地域防災計画に航空機事故災害対策が定められていますが、その内容は一般的な対策にとどまっています。今後の具体的な対応計画の策定についてお伺いします。

**危機管理監 行動マニュアル**

の整備は、地域防災計画の改定を待つことなく、速やかに行いたいと思います。関係機関との連携の部分は、具体的なところまでは至っていない





のが現状ですので、その部分を含めて、速やかに検討してまいりたいと思います。

**その他の質問項目** 育みバーチャル事業と子どもの支援／東京五輪・パラ五輪におけるおもてなしボランティアほか



## コロナウイルス感染の影響による生活支援を

**石川啓子議員** コロナウイルス感染拡大によって、市民の

みなさんの暮らしや営業に深刻な影響が出ています。自粛要請の影響での経営不振、解雇や派遣切りなどによる暮らしの相談も寄せられています。国民健康保険税や市民税、水道料金、市営住宅の家賃など、払えない方たちからの相談を丁寧な受け、減免や徴収の猶予などの制度を活用し、暮らしに寄り添った支援をお願いいたします。

**市長公室長** 生活の不安に対応する緊急措置ということで、

各市町村に水道料金・下水道使用料の猶予、社会保険料、国税および地方税の対応も含めて検討するよう、国からも要請が来ています。市では各課から情報を集約し、どのような対応ができるのか検討を行っていますので、可能な限り速やかに支援を行ってまいります。

**その他の質問項目**

保育園、放課後児童クラブの待機児童解消／高齢者支援について／災害から住民を守る取り組み

## 教育環境関係

### コミュニティスクールの現状と課題

**田原亮議員** 新型コロナウイルス対応に奔走する市職員の負担軽減のため、一点のみに絞り質問します。

今年度2校、新年度は3校が導入するコミュニティスクールに期待をしていますが、本来求められている姿・役割を果たすためには、課題を感じていることも多くあります。特に、熟議が効果的に行われるよう工夫や仕掛けについて、教育委員会は最大限の支援を行う必要があります。第

三者の立場からコーディネーター機能を果たす人材も有用です。本市の見解を伺います。

**教育長** コーディネーターやファシリテーターといったスキルは、熟議を活性化させる一つの要素でありそういったスキルを活用するための開設時における支援についても、初年度から熟議が深まる効果が得られるものと捉えています。

委員の皆様は、地域活動や教育活動に精通した方々です。教育委員会として、例えば熟議の手法について、先進事例の情報を提供したり、研修機会を提供することで、委員の皆様にお力を存分に発揮していただき、熟議の活性化につながるような支援をしてまいりたいと考えています。



### 給食での乳アレルギー対応の改善について

**大橋正好議員** 公設公営保育園の給食やおやつは、食物アレルギーの原因物質の除去ま

たは代替の個別対応が可能となつていますが、小・中学校の給食になると主食米飯提供以外の対応ができないのは「なぜ」でしょうか。

乳アレルギーの子どもは、自宅から水分補給用の水筒を日中用と給食用に分けて持参する必要があります。特に低学年は荷物が増え大変だと思えます。アレルギーは疾患であり、学校生活を快適に安全に送れるように低学年のためにも何か対応の改善はできないでしょうか。

**学校教育部長** 学校給食における食物アレルギー対応の原則は、安全性を最優先することであり、原因食物を提供するかしないかの二者択一を基本としています。このことから、本市においては、牛乳が飲めない児童・生徒に対しては、提供しないという選択をしています。

牛乳の代替飲料の提供については、同等の栄養素が取れ、牛乳との価格差が少ないものが現状においては見当たらないことから、現段階では実施していません。

**その他の質問項目** 外国人の教育／学校の勉強環境／放課

後児童クラブ／ふるさと納税の返礼品



### 福島除染土の全国公共事業での再利用

**外山まき議員** 福島除染土の最終処分を巡って、1都当たり8千ベクレル以下の除染土を全国の公共事業に使う環境省の省令案が4月1日に施行されますが、原子炉等規制法では、1都当たり8千ベクレルは廃棄物を安全に処理するための基準で、1都当たり100ベクレルが廃棄物を安全に再利用できる基準なので、再利用するなら100ベクレル以下ではないですか。

朝霞市は国から要望があったら受け入れるのか、また受け入れるとしたら市民に事前に説明するつもりなのか、お聞かせください。



**市民環境部長** 再生利用における国の基準については、原子炉等規制法に基づく基準として、クリアランス基準と呼ばれる100ベクレル以下というものがありません。これは、廃棄物を再生利用した建築資材などの製品が、日常生活を営む一般社会で使用されても安全であり、全く制約のない自由な流通を認めるための基準です。

一方で、福島県内の除去土壌を再生利用する基準については、国に確認したところ、利用する先を管理主体が明確となつている公共事業等に限定したうえで、覆土等の遮蔽、飛散、流出の防止、保管等の適切な管理の下で使用する場合として、8千ベクレル以下を基準としており、それぞれの基準は前提が異なることとです。なお、本市における受け入れと市民への説明については、まだ国からの通知等がないので、今後、国の動向を注視するとともに、情報収集に努めたいと考えています。

**その他の質問項目** YOUTUBE 朝霞市チャンネルの活用／駅前の産業振興／種苗法の改正／防災対策について

## 学校教育について

**佐久間ケンタ議員** 「市費教員制度」による朝霞市の現状をお伺いさせていただきたいのと、志木市で実施している1つの教科を複数の教職員で指導することが可能となる「スマート教員派遣事業」を朝霞市で取り組まれる予定は今後あるか、お伺いさせていただきます。

**学校教育部長** 現在、本市立の学校の教諭については、代替教員も含め県費の教員のみとなつており、市費の教員としては任用していません。本市では、あさか・スワールサポーター、低学年補助教員、教科支援員等を配置しており、多様な形態で教育の充実が図られていると認識しております。

学校からは「学級担任や教科担任の補助をしてもらうこととで、きめ細やかな指導ができた」「配慮を要する児童や生徒を中心に、個別の支援が行えた」などの声が聞かれています。

教育委員会としては、一定の成果が得られていると考え、引き続き活用してまいりたい

と考えています。



## 「変形労働時間制」導入は中止すべき

**山口公悦議員** 教育委員会は「過労死が増える」「教員を続けられなくなる」という声が上がっている「1年単位の変形労働時間制」の導入を考えているのでしょうか。国会での審議では、勤務実態調査の結果、指針を超える勤務実態ならば、導入しないとしています。教職員の合意なくして実施はできないとの文科相答弁もあります。

教員の超過勤務を解消することこそ喫緊の課題です。人員増、研修や部活動の各種大会の削減、全国学力テストの不参加等を検討すべきです。

**学校教育部長** 県において条例を制定することが必要となる変形労働時間制の導入については、令和3年4月1日施行となつていますが、現段階

では県から具体的な情報がないので、今後も国や県の動向を注視し、情報収集に努めてまいります。

超過勤務の改善強化のためには、学校現場における業務の見直しなどさまざまな取り組みの組み合わせにより成果につなげていくことが大切だと捉えております。

教育委員会では、教員が担っている公務の負担を軽減するための具体的な改善策として、本年6月から市内全小中学校に校務支援員を配置したいため、当初予算に計上しました。

**その他の質問項目** カーブミラー設置工事補助金制度の改善／宮戸4丁目付近の交通安全／深夜の交通手段の確保



## 建設関係

### まち中にベンチの設置を

**遠藤光博議員** ベンチが設置されていることで、歩いて自

宅から目的の地まで移動ができず、ベンチがないと外出できないとお声がありました。ベンチは点と点をつなぎ線とする重要なツールであり、さまざまな世代への憩いの場や交流の場ともなりニーズに応えるためにもまち中にベンチの設置を訴えます。

また、来年度新たな取り組みとして「緑とまちの魅力向上基本構想」の策定に反映できないか伺います。

**都市建設部長** 公園や街路空間は、市民生活に密着した大きな屋外公共空間であり、その空間の中に、ひと休みできるベンチやスツールを設置することは、交流や憩いの場を作り出すだけでなく、まち中のスポットをつなぐ役割も果たすなど、歩きたくなるまち中の形成に資するものと考えています。

来年度から取り組む「緑とまちの魅力向上基本構想」では、居心地がよく、歩きたくなるまち中を目指し、まち中を車から人中心へ転換し、人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられる場所へと変えていこうという取り組みを進めていきます。



**黒川滋議員** 2月に市道観音通線が全通し、今後利用が定着してくると見込まれます。その延長線にある市道1号線二本松通りは、キャパシティが課題になりますが、拡幅も歩道整備が難しくなっています。

地権者の協力を仰ぐことが



### 市道1号線の課題

具体的には、黒目川をはじめとした緑のスポットをつなぐグリーントレイルのような歩きたくなる道づくりや一息つけるベンチの設置などの計画、また、道路空間に余裕が生まれる道については歩行空間を広げて緑豊かな憩いと賑わいの空間づくりをするなどの構想を考えています。

**その他の質問項目** バリアフリーマップの作成を/地域包括ケアシステムの構築・圏域について

基本ですが、理解していただいているも、公共用地に提供するインセンティブが無く明示されているものもありません。何らかの社会的規制が必要であることと、離合スペースの確保やカーナビ対策も必要ではないでしょうか。

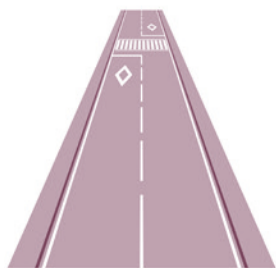
**都市建設部長** 市道1号線を都市計画道路とすることや土地区画整理事業で整備することとは、私権の制限が伴いますので、地権者のご理解、ご協力を得ることが難しい状況です。本市としましては、地元住民の皆様との円滑な交渉を進めていくことが必要で、機を捉えて関係地権者のご協力をいただいで道路拡幅を進めてまいります。

離合スペースの暫定的な確保については、本町地区において、用地が確保できたときに検討したいと考えています。

流入抑制のためのカーナビ対策については、交通量調査を予定しておりますので、必要に応じて対策を検討したいと考えています。

**その他の質問項目** 新型コロナウイルス感染と人権/「統計あさか」の豊富化/学校法務の必要性

## 民生関係



### 高齢者の居場所づくりについて

**岡崎和広議員** 高齢者の閉じこもりを防ぎ、近隣で気楽に立ち寄り他者と交流できる居場所がふれあいサロンです。栄町地域では、コトーマンション一階の一室をふれあいサロンとして利用し、高齢者の皆様の憩いの場となっております。しかしながら、近年利用者が増加に伴い部屋も手狭になってきました。

先日、富岡市長宛てに部屋の拡張を求める要望書を利用者の皆様とともに提出させていただきました。拡強につきましても考えをお聞きいたします。

**市長** 栄町高齢者地域交流室は、開所以来、栄町地域の皆さんを初め、多くの方にご利用

用いただいています。そして、これまでも施設拡張のご要望を頂いています。

私としましては、高齢者の皆さんが地域の中で生きがいを持って暮らし続けていただくために、現在倉庫となつて

いる交流室の隣の部屋を改修して提供したいと思えます。

**その他の質問項目** 中学校へ特別支援学級・通級指導教室の設置/公共施設へ防犯カメラ設置/交通安全対策

### 受動喫煙対策について

**斉藤弘道議員** 4月1日から健康増進法の受動喫煙対策の対象が拡大し、事務所や飲食店が対象になります。規制のありようが複雑で、禁煙・喫煙専用室・加熱式たばこ専用室・喫煙目的室・喫煙可能室などに分類され、さらに店舗での標識はそれぞれ何種類にもなり、簡単には見分けられません。店舗への支援も含め、周知に取り組むべきです。

また、公共施設が禁煙となり、その周辺での路上喫煙が増えました。路上喫煙防止条例の対象を拡大すべきです。市役所一体の取り組みを求めます。

**こども・健康部長** 昨年4月から健康増進法改正の内容を、市民の皆様や店舗・事業所を経営している方には、広報、ホームページ、朝霞駅前電光掲示板などを活用し周知に取り組んでいくところです。

**市民環境部長** 公共施設周辺まで路上喫煙禁止地区を広げることについては、条例では駅周辺の禁止地区以外の地域においても路上喫煙をしないように努めなければいけないとしていきますので、公共施設周辺では路上喫煙をしないよう、所管部署と協力しながら広く周知してまいりたいと考えています。

**その他の質問項目** 総合計画の策定/羽田空港増便問題/栄町の東上線ガード下および周辺の交通安全



### 議員提出議案 2件を審議

議案の件名と要旨は、次のとおりです。



市長の専決処分事項の指定についての一部を改正することについて

【要旨】

地方自治法第243条の2第8項が第243条の2の2第8項に繰り下がったことに伴い、引用条項を改正する必要があるため、提出をするものです。

【採決】

原案可決（全会一致）

朝霞市議会委員会条例の一部を改正する条例

【要旨】

議会運営委員会の委員の定数を、8人から9人に改正するものです。

【採決】

原案可決（全会一致）

請願の審議結果

—継続審査—

後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める請願書

（請願者）

全日本年金者組合朝霞支部  
支部長 大塚 進

介護保険制度の利用者負担増に反対する請願

（請願者）

新日本婦人の会朝霞支部  
支部長 深澤 侃子

選挙管理委員および補充員の選挙の審議結果

令和2年5月22日に任期満了となる委員および補充員を選挙し、次の方々が当選されました。

△選挙管理委員▽

細田 昭司 加藤 洋子  
曾根田 晴美 金子 智恵子

△補充員▽

藤井 尚夫 比留間 栄和  
浅川 万次郎 飯倉 計彦

※掲載内容は令和2年第1回定例会時点のものです。  
（敬称略）



議会からのお知らせ

議会中継・録画配信

市議会では、インターネットで本会議における会議の様をライブ映像および録画映像により公開しています。

議会の詳細は会議録で

市議会の審議内容を詳しくお知りになりたい方は、市政情報コーナー（市役所1階）のほか、図書館または各公民館図書室で会議録をご覧ください。市ホームページからもご覧いただけます。（図書館・各公民館は、5月6日（水・休）まで休館の予定です。ご注意ください。）  
なお、常任委員会の会議録も市ホームページからご覧いただけます。

請願（陳情）について

請願（陳情）は、市民の皆さんが直接市政などに関して、議会に要望できる制度で、政治に皆さんの声を反映させる役割を持っています。

請願（陳情）は文書で提出する必要があります。件名、要旨、理由、提出年月日、住所、氏名を記載のうえ、押印してください。

内容は、市の仕事に関することや意見書などの内容となる公益に関するものとしてください。

要旨は重要な部分なので、その内容は、理解しやすい文章で、理由や説明をはっきり記載してください。2つ以上の理由や説明がある場合は、なるべく箇条書きにしてください。

施設の建設や道路など場所に関する請願（陳情）には、略図等参考資料を添付してください。

法人など団体の場合は、名称、事務所の所在地以外に代表者の氏名、押印が必要です。

請願者（陳情者）が多い場合には、請願書（陳情書）に署名簿を添え、表紙には代表者だけを記載し、「ほか〇人」としてください。署名簿には、署名者の住所、氏名を記載のうえ、署名者ごとに押印してください。

紹介議員は請願の提出要件となっており、表紙に紹介議員1人以上の署名（自筆）または記名押印が必要です。陳情の場合は不要です。

請願については、審議の結果を請願提出者にお知らせします。

請願書に記載された個人情報（住所・氏名）は、議会の審議のために用いるとともに、

会議録やホームページ等に掲載されるほか、行政文書として情報公開の対象となります。



寄附行為の禁止について

議員の寄附行為は、公職選挙法の規定により禁止されています。

次のようなものが寄附禁止の対象になります。

- ・お中元やお歳暮
- ・暑中見舞いや年賀状などの時候のあいさつ状（答礼のための自筆によるものを除く）
- ・本人が出席しない結婚式の祝儀や葬式の香典
- ・まつりや親睦旅行への差し入れや寸志等

次回定例会の予定

次回定例会の開会は、  
6月5日（金）午前9時から  
予定です。

※請願の提出は、5月29日（金）午後5時までにお願いします。

問／議会事務局

☎ 4 6 3 ・ 0 5 4 9